

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下法という。）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下広告物という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下掲出物件という。）の設置並びにこれらの維持について必要な規制等を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。</p> <p>(本市の責務)</p> <p>第1条の2 本市は、この条例の目的を達成するため、施設管理者（広告物が表示され、又は掲出物件が設置されている場所又は物件の管理者（自ら広告物の表示又は掲出物件の設置若しくは管理を行う者を除く。）をいう。次条において同じ。）、警察その他関係団体の協力を得て、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止に関し、市民、屋外広告業（<u>法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。以下同じ。</u>）を営む者、広告主（自ら広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくは管理を行う者又は屋外広告業を営む者その他の者に委託し、若しくは依頼してこれらの行為を行わせる者をいう。以下同じ。）等の意識の啓発、これらの者の自主的な活動の支援その他の必要な施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>第1条の3－第3条 省略</p> <p>(禁止)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)－(5) 省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下法という。）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下広告物という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下掲出物件という。）の設置並びにこれらの維持並びに同条第2項に規定する屋外広告業（以下屋外広告業という。）について必要な規制等を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。</p> <p>(本市の責務)</p> <p>第1条の2</p> <p>下線部（削除）</p> <p>(禁止)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(1)－(5) 省略</p> <p><u>(6) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹</u></p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>3 前2項に掲げるもののほか、市長が指定する道路及びこれに面する地域又は場所並びに電柱には、簡易広告物等を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>第5条-第14条の2 省略</p> <p>(手数料)</p>	<p><u>木のうち、市長が指定するもの</u></p> <p>3 省略</p> <p>(手数料) →第19条の3</p> <p>(屋外広告業の登録)</p> <p>第15条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第15条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 商号又は氏名及び住所(法人にあつては、商号又はその名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 登録申請者が法人である場合においては、その役員の氏名</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
	<p>(4) 登録申請者が未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(5) 第17条第1項の規定により選任し、又は選任しようとする業務主任者の氏名</p> <p>2 前項の申請書には、登録申請者が第15条の3第1項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類その他市規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第15条の3 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているものがあるときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 第18条の3第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業者（第15条第1項又は第3項の登録（以下屋外広告業者の登録という。）を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第18条の3第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない場合において、その取消の日前30日以内に当該法人の役員であつた者</p> <p>(3) 第18条の3第1項又は第18条の4第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
	<p>までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第17条第1項の規定に違反し、業務主任者を選任していない者</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第15条の4 屋外広告業者の登録は、屋外広告業者登録簿に市長が次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>(1) 第15条の2第1項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 市長は、屋外広告業者の登録をしたときは、直ちに、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第15条の5 屋外広告業者は、第15条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第15条の2第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出を受け付けたときは、当該届出に係る事項が第15条の3第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に記載しなければならない。</p> <p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第15条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を市規則で定めるところにより、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第15条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、当該各号に掲げる事実の生</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>(講習会)</p> <p>第16条 市長は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。</p> <p>2 市長は、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。</p> <p><u>3 第1項の講習会の講習を受けようとする者は、受講の際6,000円以内で市長が定める手数料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>	<p>じた日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 死亡した場合 その相続人</p> <p>(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者</p> <p>(3) 法人が破産手続開始決定により解散した場合 その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併及び破産手続開始決定以外の理由により解散した場合 その清算人</p> <p>(5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた者(当該屋外広告業者であつた者が法人である場合には、当該法人を代表する役員)</p> <p>2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第15条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第18条の3第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録に係る記載を抹消しなければならない。</p> <p>(講習会)</p> <p>第16条 市長は、<u>市規則で定めるところにより</u>、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>市規則で定めるところにより</u>、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。</p> <p><u>3 削除</u></p> <p><u>3 前2項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>(講習会修了者等の設置)</p> <p>第17条 屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに次の各号の1に該当する者(以下講習会修了者等という。)を置かなければならない。</p> <p>(1) 都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市の講習会の修了者</p> <p>(2) 市長が講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者</p> <p>2 市長は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。</p>	<p>(講習会修了者等の設置) 削除</p> <p>(業務主任者の設置)</p> <p>第17条 屋外広告業者は、本市の区域内において営業を行う営業所ごとに、次の各号のいずれかに該当する者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) 法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者</p> <p>(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の修了者</p> <p>(4) 広告美術仕上げに係る職種について、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第22条の規定により修了証書の交付を受けた者、同法第28条第3項の規定により免許証の交付を受けた者又は同法第49条の規定により合格証書の交付を受けた者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認めた者</p> <p>2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>(屋外広告業の届出)</p> <p><u>第18条 屋外広告業を営もうとする者は、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 氏名 (法人にあつては、名称及び役員の氏名)</p> <p>(2) 営業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 営業所ごとに置く講習会修了者等の氏名及び所属営業所名</p> <p>(4) その他市長が定める事項</p> <p><u>2 屋外広告業を営む者は、屋外広告業を廃止したとき、又は前項の規定により届け出るべき事項に変更があつたときは、市長が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。</u></p>	<p>(1) 法、この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること</p> <p>(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること</p> <p>(3) 第18条の2に規定する帳簿に記載する事項のうち、市規則で定めるものの記載に関すること</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、屋外広告業者の業務の適正な実施の確保に関すること</p> <p>(屋外広告業の届出) 削除</p> <p>(標識の掲示)</p> <p>第18条 屋外広告業者は、市規則で定めるところにより、本市の区域内において営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名その他市規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第18条の2 屋外広告業者は、市規則で定めるところにより、本市の区域内において営業を行う営業所ごとにその営業に関する事項で市規則で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保管しなければならない。</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
	<p>(登録の取消し等)</p> <p>第18条の3 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき</p> <p>(2) 第15条の3第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき</p> <p>(3) 第15条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき</p> <p>2 第15条の3第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p> <p>(大阪府の登録を受けた者に関する特例)</p> <p>第18条の4 第15条の規定は、大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号。以下府条例という。)に基づく屋外広告業の登録を受けている者には、適用しない。</p> <p>2 第15条の7第1項及び第17条から第18条の2までの規定は、前項に規定する者であつて本市の区域内で屋外広告業を営むものについて準用する。</p> <p>3 第1項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたときも、同様とする。</p> <p>4 屋外広告業者が、府条例に基づく屋外広告業の登録を受けたときは、その者に係る屋外広告業者の登録は、その効力を失う。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者であつて本市の区域内で屋外広告業を営むものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて本市の区域内における営</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
	<p>業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 前条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 屋外広告業者で法人であるものが前条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない場合において、その取消しの日前30日以内に当該法人の役員であつた者</p> <p>(3) 法に基づく条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 本市の区域内において営業を行う営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p> <p>(8) 第3項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(9) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者</p> <p>6 第15条の3第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p> <p>(監督処分簿の備付け等)</p> <p>第18条の5 市長は、第18条の3第1項の規定による処分をしたとき又は前条第5項の規定による処分をしたときは、当該処分の日付、内容及び処分を受けた者の氏名又は名称その他市規則で定める事項を屋外広告業者監督処分簿に記載しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の屋外広告業者監督処分簿を市規則で定めるところにより、一般の閲覧に供しなければならない。</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第19条 市長は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第15条 第2条又は第3条の規定により許可を受けようとする者は、申請の際別表に掲げる手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政治団体が、簡易広告物等を表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第19条 市長は、<u>本市の区域内</u>で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第19条の2 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条の3 第2条又は第3条の規定により許可を受けようとする者は、申請の際別表に掲げる手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政治団体が、簡易広告物等を表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 登録申請者は、申請の際1件につき10,000円の手数料を納付しなければならない。</p> <p>3 第16条第1項の講習会の講習を受けようとする者は、受講の際1人1回につき2,000円の手数料を納付しなければならない。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>(広告主に対する勧告等)</p> <p>第19条の2 市長は、第2条又は第3条から第6条までの規定に違反して広告物が表示され、又は掲出物件が設置されている場合において、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めるときは、当該広告物又は掲出物件の広告主に対し、期限を定めて、当該広告物又は掲出物件の撤去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第20条 省略</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第2条第1項、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定に違反した者</p> <p>(2) 第11条第1項の規定による除却をしない者</p> <p>(3) 第17条第2項の規定による命令に違反した</p>	<p>(広告主に対する勧告等)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けた者の氏名又は名称<u>その他勧告を受けた者を特定するために必要な事項</u>を公表することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(罰則)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第15条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで、屋外広告業を営んだ者</p> <p>(2) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けた者</p> <p>(3) 第18条の3第1項又は第18条の4第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p> <p>(罰則) 削除</p> <p>第20条の2 省略</p> <p>第20条の3</p> <p>(1) - (2) 省略</p> <p>(3) 削除</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>者</p> <p>(4) <u>第18条</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) - (2) 省略</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、<u>前3条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(適用上の注意)</p> <p><u>第23条</u> 省略</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第24条</u> 省略</p>	<p>(3) <u>第15条の5第1項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(4) <u>第17条第1項</u>の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者</p> <p>第21条 省略</p> <p>(1) - (2) 省略</p> <p>(3) 第19条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、<u>第20条から前条まで</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>(過料)</p> <p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第15条の7第1項又は第18条の4第3項の規定による届出を怠つた者</p> <p>(2) 第18条の規定による標識を掲げない者</p> <p>(3) 第18条の2の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保管しなかつた者</p> <p>(適用上の注意)</p> <p><u>第24条</u> 省略</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第25条</u> 省略</p>

大阪市屋外広告物条例 新旧対照 (変更点について)

改正前	改正後
<p>別表 (第15条関係)</p> <p>省略</p>	<p>別表第1 (第19条の3関係)</p> <p>省略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大阪市屋外広告物条例 (以下「旧条例」という。) 第18条の規定による届出をして本市の区域内において屋外広告業を営んでいる者 (以下「届出済屋外広告業者」という。) については、この条例の施行の日から平成19年6月30日 (同日前にこの条例による改正後の大阪市屋外広告物条例 (以下「新条例」という。) 第15条の2第1項の申請をした届出済屋外広告業者にあつては、当該申請に対する新条例第15条の3第2項の規定による登録の拒否の通知又は新条例第15条の4第2項の規定による登録の通知を受けた日) までの間は、新条例第15条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例第17条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第17条第1項第5号に該当する者とみなす。</p> <p>4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>